

「価格メカニズム＝市場メカニズム≡競争原理」とは何だろう  
 —— 鶴田俊正氏（日本の産業政策）、叶芳和氏（日本農業論）等の  
 最近の所論をめぐって ——

森 宏

## §1 はじめに

筆者は本学の長期在外研究制度により、昭和58年4月から59年4月まで約1年間、米国ニュー・メキシコ州立大学へ留学した。主たる研究テーマは日米間の農産物貿易、とくに米国の対日牛肉およびオレンジ輸出問題であった。いまだぼつぼつ研究続行中であるが、研究成果は1984年8月にコーネル大学で開かれた米国農業経済会<sup>①</sup>、昭和60年4月に島根大学で開かれたTEA会<sup>②</sup>、60年5月に桃山学院大学で開かれた日本商業学会等で報告した<sup>③</sup>。

筆者の主たる関心や分析対象は、米国の対日牛肉輸出の実態はどうなっているか、オレン

## 目 次

「価格メカニズム＝市場メカニズム≡競争原理」とは何だろう ——鶴田俊正氏（日本の産業政策）、叶芳和氏（日本農業論）等の 最近の所論をめぐって ——	森 宏	1
§1 はじめに		1
§2 鶴田氏の日本の産業政策についての解釈・評価について		3
§3 「価格メカニズム」の用い方をめぐって		6
§4 「日本の農業政策に市場原理≡競争原理の導入を！」の主張をめぐって		12
§5 日本農業・農業政策に「競争」はなかったのか		18
§6 付言：価格メカニズムはただでは働かない		21
§7 ちっぽけな提案		22
<コメント>	池本 正純	23
編集後記		24

ジの輸入を自由化したらどうなるであろうかといった“ちまちま”したものだが、こういう問題をやっているとどうしても日米間の「経済摩擦」一般にも多少目を向けない訳にはいかない。そうした関連で、米国側のいう日本側の「アンフェアな」慣行の一つとし、日本の産業政策についても、一通り勉強せざるを得ない。

そういう意味から、いわゆる「日本株式会社」仮説に、実態の詳細な分析をもとに反論したといわれる鶴田俊正氏の日本の産業政策についての一連の労作は<sup>註(4)</sup>、筆者として一読すべきものであった。氏の主張の妥当性については次節において筆者なりの評価を簡単に述べるが、氏の著作を読んでいて何となくひっかかったのは、価格メカニズム（メカニズムと機構は全く同義とみなす）の用い方である。

鶴田氏はあとでふれるが昭和59年7月に雑誌『エコノミスト』<sup>註(5)</sup>紙上で、米価はどうするかの問題に対して、「価格支持政策を撤廃し、価格は市場における需給によって決まるという原則を早急に確立すべきである。」と提言された。この論文のもとになっているといわれる現代総合研究集団の『日本農業改革への提言』（82年8月）は、「市場機構の活用を前提としつつも、従来の“むら”に代る一種の農村中間システムの構築の提言」という、主査であった故玉城哲氏らしい「二元論的接近を特徴とするもので」あったとのことである。とはいえ、いわゆるNIRA報告以来、われわれ農業経済学者には「一世を風靡」したかんのある叶氏等の「日本農業に競争原理の導入を」との「市場機構の作用に全幅の信頼をおいた」主張とそれ程大きく変わらない<sup>註(6)</sup>。

筆者もみずからはかなりラジカルな合理主義者であることを認じており、これ迄の日本の過保護農政にはかねがね批判的であった。しかしだからといって、叶氏等の見解や主張に全く同感という訳ではなかった。一言にしていえば、日本の農業に「競争」がなかったのか、「市場原理」なり「競争原理<sup>註(7)</sup>」が一体何をなしうるかについて、叶氏等とはどことなく違うような感じをもっていたのである。

それやこれやの理由から、スティグラ―やマクナルティのように、アダム・スミス迄さかのぼって体系的にという訳にはいかないが、価格機構とか競争原理とかをめぐって、このところ胸につかえているものを、全く不勉強のままで申し訳ないが、素材のままはき出さしていただき、学識者からのお叱りなり御教示をおおぎたいというのが筆者の願いである。鶴田氏の日本の産業政策観や叶氏等の日本農業論そのものについては、特に後者については、30年来農業経済を専攻してきたものとして多少物申したいことはあるが、そのことはすでにいろいろいわれている事であり、本稿の直接的な目的としない<sup>註(8)</sup>。

注(1) “Issues, Facts and Opportunities For U.S. Beef Exports to Japan,” by Mori, Hiroshi

and Gorman, Wm. D, to be published in AGRIBUSINESS, 2nd issue, 1985.

注(2) “Possible Economic Impacts of Orange Trade Liberalization on the Japanese Citrus Industry,” by Mori, Hiroshi ; Baker, Greg, and Burr, Peter, 『専修経済学論集』 Vol.19, No.2, 1985年2月。

注(3) 「日米間の貿易摩擦について一特に牛肉を中心に」。

注(4) 鶴田俊正『戦後の日本の産業政策』日本経済新聞社, 昭和58年, 鶴田俊正「高度成長期(における産業政策)」小宮他編『日本の産業政策』東大出版会, 昭和59年, pp. 45~76, Tsuruta, Tosimasa, “Japan’s Industrial Policy” pp.165~188, The Management Challenge-Japanese Views, edited by Lester C. Thurow, The MIT Press.

注(5) 鶴田俊正「価格支持政策の撤廃を提言する・農業の産業化への道」『エコノミスト』 84.7.24, pp.12~17.

注(6) 叶芳和『農業・先進国型産業論』日本経済新聞社, 昭和57年。叶芳和『日本よ農業国家たれ・21世紀の産業』東洋経済新報社, 昭和59年。その他に叶芳和『先進国農業事情—農業開眼への旅』日本経済新聞社, 昭和60年があるとのことだが, 筆者は前2著ですでに十二分に“開眼”されたとの錯覚(hopefully not)におちいつているので, 目を通していない。NIRA報告とは正式には, 総合研究開発機構『農業自立戦略の研究—日本農業生産構造近代化への新しい提言—』昭和56年8月をさす。

注(7) 昭和60年6月15日付『朝日新聞』(夕刊)の経済気象台「中国ブームのあとに」に「計画原理を基本としていた中国経済に競争原理(市場原理)を急速に導入するため云々」の記述がある。ここでは競争原理と市場原理はsynonymousのように扱われている。鶴田氏, 叶氏等においてほぼ同様な扱いがされているように思われる。

注(8) NIRA報告には, 農業サイドから数多くの批判やコメントがなされた。筆者はそのなかで, きわめてまっとうかつ体系的なものとして, 須永芳顕『日本農業「自立」の問題点』『農業総合研究』Vol.36, No.1, 昭和57年1月を特にあげておきたい。

## §2 鶴田氏の日本の産業政策についての解釈・評価について

日本の多くの産業が, 近年深刻な経済摩擦を起こす程著しく強い国際競争力を持つに至ったのは, 何人も認めるところである。この目覚ましい発展は, 「日本株式会社」論がいつている(と鶴田氏が思っておられる)様に, 通産省を中心とする政府主導による保護・育成策の成果であったというより, むしろ政府の当初の意図に拘らず, 政府の介入が失敗し, 産業内部において過当競争ともいえる自由な競争, すなわち<sup>註(9)</sup>価格メカニズムが働いた結果であると鶴田氏はみておられる。

その証左として、工業製品に関する限り貿易の自由化は基本的に1963年迄に終了していた、資本の自由化は1967年から始められ、1973年には基本的に100パーセント達成された。政府と産業の協力関係の強化、というより直截には政府の民間経済への介入の強化を狙った「特振法」案<sup>#(10)</sup>は、産業界の強い抵抗にあい1964年に廃案に追いこまれた。また政府主導の「国民車」構想も実現することなく、現在みられるように米国に比べるにははるかに数多くの（従ってさもない時に比べ規模の小さい）メーカーが、それぞれ低コスト・良質の小型車を生産し、大量に輸出するようになっている等々があげられる。

筆者も、時として戦中の「物動計画」の残滓を臭わせる通産、農水等の（一部の）官僚的発想には、かねてよりにがにがしさを覚えていた。その意味では、鶴田氏の所論には一種の痛快さを覚えるものである。しかしだからと言って、戦後間もない頃の「傾斜生産」方式などの復興・育成政策のあとは、政府の介入が失敗した（≒プライス・メカニズムがうまく働いた）からこそ、日本の多くの産業が現在のような強い国際競争力を持つに至った。従って今後通産省他政府の役割は、公害など外部不経済の未然の防止や、市場の失敗の生じやすい土地など外部性の調整に限られるべきであるとの氏の主張が、100パーセントすんなりと受け入れられるとは限らない。

米国商務省が1972年に発表したJAPAN: THE GOVERNMENT-BUSINESS RELATIONSHIP, 『株式会社・日本』（サイマル出版会）（通称、Japan, Inc.）は、氏が解釈されている程、通産省＝社長、（業界団体＝事業部）、企業＝課・支所といった一枚岩的なものとして日本の産業をみている訳ではない。各種審議会や業界団体との接渉を通じての（殆ど常にあるいきちがい・摩擦がそこで調整される）グランド・デザイン（ヴィジョン）づくりとコンセンサスの形成、さらには米国では到底許されない程の業界内部における「独禁法に気がねしない<sup>#(11)</sup>」企業間の話し合い（「自主的調整」）、必ずしもあからさまでない政府による直接・間接の財政・金融・租税特別措置・技術援助、反トラスト訴追の適用除外などが、極めて日本的と言っているのである。

鶴田氏は、関連する外国文献を十分referすることなく、ひとりでイメージされた「日本株式会社」仮説の否定にはほぼ成功されているかもしれない。しかし通産・運輸・郵政などによる様々な形での産業政策（政府の直接・間接の介入）の無効さないし無力さを、米国のかなり中立的な学識者<sup>#(12)</sup>を含め、第三者に対して十分納得させるには至っていない。そのことは氏の英文論文“Japan's Industrial Policy”（op. cit）に対して、編者のサロー自身が、“The aim of industrial policies is to link the virtues of planning with the virtues of the market, not to use one to thwart the other.” “Auto-

makers were successful despite industrial policies and did not receive the government aid that goes with those policies. At the same time, other industries have become successful with the aid of industrial policies. To think of planning as a synonym for centralization is mistaken.” (Thurow, op.cit. pp.188~189) と軽くたしなめていることを引用するだけでほぼ十分であろう。

必ずしも鶴田論文(「高度成長期」op.cit.)にのみむけられたものではないが、馬場正雄氏は「(前略)、そうであるなら、日本の産業政策としては、市場メカニズムの公正かつ自由な作用に相反するような政府の介入を極力排除していくことが、なによりも重視されねばならなかったはずである。しかしだから、事実においてもそうであったとはいかにも言いにくい。もしそうであったと言うなら、それは明らかに虚言か誇張であろう<sup>注(13)</sup>」と、コメントしておられる。

辻村江太郎氏はまた独禁法との関連で「日本人は資源のモビリティに懐疑的にならざるを得ず、市場の自動調整機能にも限界があることを骨身にしみて知らされてきた。そうなる」と競争が行きつくして倒産が続出する前に“レフェリー・ストップ”をかけて限界企業の脱落を防止するという日本型産業政策が有害無益とばかりとはいえない」と、公取委の機能と通産省に代表される産業政策の2つが、二者択一的ではなく、「あたかも人間の両脚のように必要である」と述べられている<sup>注(14)</sup>。村上泰亮氏も、辻村氏の“レフェリー・ストップ”に似た考えとして“仕切られた競争”という概念で、高度成長期(1953年～石油危機、1973年)の日本産業の高いパフォーマンスを説明している。「“成功者日本”の特徴は、古典的な市場競争の制度が事実上制限されたところにあった。しかしそれと同時に、その制度修正が概して非公式のモドスオペランディ(運用)のレベルで行われ、法律的な公式の制度にまで推し進められなかったところに、さらに大きな戦後日本の特徴があった<sup>注(15)</sup>」。恐らくこれらの見方が筆者には、ごく中庸かつまとうなものと思われる。ただ本稿の主たる目的は鶴田氏の日本の産業政策論批判ではないから、これ以上のコメントはしない<sup>注(16)</sup>。

注(9) 鶴田氏は厳格に定義されず「価格メカニズム」をしばしば用いられるが、氏にあっては、価格メカニズムと市場メカニズムおよび自由な競争原理はおおむね同義であるような印象を受けける。

注(10) 正確には、特定産業振興臨時措置法案、昭和38年に国会に提出され、39年に廃案。

注(11) ヴォーゲル、エズラ F.『ジャパン アズ ナンバーワン再考』上田訳、TBSブリタニカ、1984年、p.201など。

注(12) コーエン、スティーブン『日米経済摩擦・アメリカの主張』山田訳、TBSブリタニカ、

1985年他。

注13 馬場正雄, 「総括コメント」『日本の産業政策』(小宮他編 op.cit.) p.470

注14 辻村江太郎「産業政策の本質と独禁政策—通産省と公取委が支える競争市場の構図」『エコノミスト』83.1.25, pp.10~16.

注15 村上泰亮『新中間大衆の時代』第1部「戦後日本の経済システム—経済と行政のインターフェイス」, p. 130ほか.

注16 小宮他編『産業政策』(op.cit.) 末尾の総括コメントで今井賢一氏は、「産業政策とは市場の失敗に対処するための政策的介入」との定義を経済学者としては当然のこととされながらも、「しかしこのような定義から具体的な産業政策の議論に至るまでには、かなりの距離がある。(中略)戦後の各国からの経験からみると、市場に代るような強いかたちの計画の失敗は、市場の失敗の程度をはるかにこえるものである。従って選択は市場と弱いかたちの計画の間である。分析的にいえば、その弱いかたちの計画が何であり、それを市場の失敗との対比で具体的にどう評価するかという問題にはかならないが、このような分析を十分展開するための分析枠組が本書において明確に用意されているかといえば、答えは否定的にならざるをえない。」(Ibid. pp.472~3.)と極めて興味深い示唆をされている。筆者には鶴田氏が、詳細かつ冷静な実態記述にも拘らず、十分練り上げられていない「理論」(ないし理念・情念)に結論を引っ張られたような感じがしてならない。

### §3 「価格メカニズム」の使い方をめぐって

#### (1) 市場メカニズムと価格メカニズムは同義か?

すでに述べたが(前節注(9)), 鶴田氏が『戦後の日本の産業政策』その他で、天下りの産業政策に対する民間企業の自主的意思決定の有効性を力説されるとき、中央集権的計画・ガイダンスに対して、価格機構が働いたから云々を多用される。その際、氏はプライス・メカニズムと市場メカニズム(=市場の論理, マーケット・フォース)をほとんど同義に使われているようである。その点については宮沢健一氏も同じであり、プライス・メカニズムと市場機構は氏の文章の同一パラグラフのなかで、完全な代替概念として用いられている<sup>註(17)</sup>。

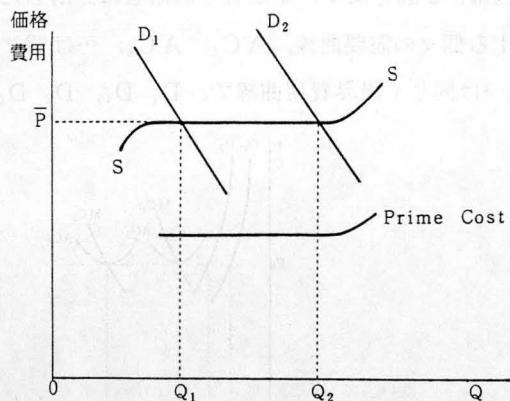
さて市場とは、需要と供給が会合し、両者の関係で価格が発見・形成される場であり、経済主体はその価格に導かれて資源配分を行う。その意味で、市場機構と価格機構とは、場(ワク)と機能の担い手といった程度の違いこそあれ、ほぼ同義であり、筆者も自ら書き現在も教場で用いている教科書(森宏『ミクロ経済学』マグローヒルブック, pp.178~79)のなかで、そのような扱いをしている。しかし市場メカニズムと価格メカニズムとは、無条件にsynonymousに使われてよいものであろうか。それが許されるのは、ほぼ完全競争に近い状態が存

在するという、現実にはごく限られた場合だけではなからうか。これが本稿で問題にしたい第一のポイントである。

ニコラス・カルドアは「第一次産業においては、価格はアダム・スミスが描いたような古典的な形で、市場からの圧力に直接反応して動きます。価格の変化は、その後の生産や消費を調整するための信号としての働きをしているのです。一方工業、とくに大企業が支配する工業では、需要の変化に対する生産の調整は、価格の変化とは無関係に、在庫調整を通じて行われます。(中略)価格の変化が、そうした生産の調節に伴っていたとしても、それは偶然のことです<sup>18)</sup>。」と述べている。

また辻村氏によると、「ジェームス・トービンは、アメリカの工業製品市場をフィックス・プライス・セクターとして分類し、農産物市場がフレックス・プライス・セクターであることと対比している」という。そしてこれはもともとJ.R. ヒックスに発したものであり、「イギリスの国内市場の現実が競争場のイメージからかけ離れていることを容認せざるをえなかったからである<sup>19)</sup>。」と述べられている。事実ヒックスは近著(『経済学の思考法』貝塚訳、岩波書店、昭和60年5月)のなかで、「価格が商人的仲介者によってつけられる組織化されない市場が歴史的にはおおそ支配的な市場であったかもしれない。しかし(中略)20世紀においては確かに適合性は明らかに低下したといえよう。価格が生産者自身によって設定される筆者在固定価格市場と呼ぶものによって大部分置き換えられた。従って、価格は需要と供給によって決定されない。(中略)現代の市場が大部分、(組織化されない伸縮的価格市場でなく)固定価格型の市場であることは、ほとんど証明する必要はない。」とまで言っている。(Ibid, pp.ix~xiii, p.150)

さてわが国の主要産業において、多くの企業はおおむね「フル・コスト原則」に従って値づけを行っている(ないしそのようなpricingを行っている価格先導者に追随している)とみる立場がある<sup>20)</sup>。そして伊東光晴氏等のいうように、激しい変動期を除きprime costは、産出量のある範囲内ではほぼ一定しているとすれば、企業の供給曲線はある範囲内では( $Q_1$ 、 $Q_2$ )、ほぼ水平であるとみてよいかもしれない(1図)。言う迄もない



1図 フル・コスト Pricingの場合の供給曲線

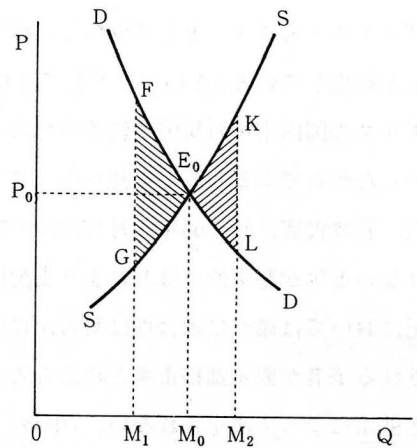
が、価格は需要のある程度の変化  
 ( $D_1$ から $D_2$ へのシフト)に拘らず、  
 固定している。

従って、資源の配分において、何らかの指令(政府の割当、業界の申し合わせ等)に基づく機構と、「自己愛」を追求する人々相互間の相互作用によって動かされる<sup>註(21)</sup>市場機構とは対峙するが、価格メカニズムと市場メカニズムとは同義ではなく、前者は后者の限られた特殊形態として位置づけられるべきものではないかと思われる。

(2) 価格メカニズムが資源の最適配分を達成するための条件

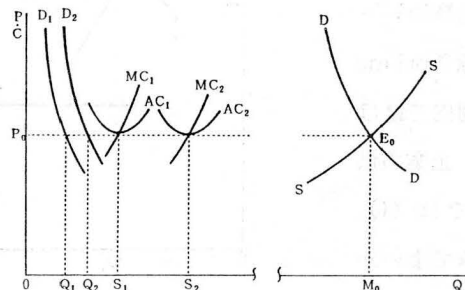
2図において、 $DD$ はある財に対する社会的需要曲線、 $SS$ は同じく供給曲線であり、完全競争の場合、均衡点は $E_0$ 、すなわち価格 $P_0$ で需要と供給はそれぞれ $OM_0$ で一致する。

これが資源がある産業内において社会的に最適配分された状態である。すなわち $DD$ はこの財に対する限界効用(ないしその財の社会的限界価値生産力)をあらわし、 $SS$ はこの財を生産・供給するための社会的限界費用をあらわす。 $E_0$ 点以外の点では、限界費用 $>$ 限界効用という意味で社会的に純損失( $KL E_0$ 部分)が生ずるか、逆に限界効用 $>$ 限界費用という意味で、社会的になお獲得しうべき剰余の余地( $FG E_0$ 部分)が残されているかのいずれかである。



2図 最適市場均衡

3図は、2図を個々の需要者と供給者に分解したもので、 $D_1 D_1, D_2 D_2, \dots$ は当該財に対する個々の需要曲線、 $AC_1, AC_2, \dots$ は個々の企業の平均生産費用曲線、 $MC_1, MC_2, \dots$ は同じく限界費用曲線で、 $D_1 D_1, D_2 D_2, \dots$ を合成したものが社会的需要曲線 $D$



3図 最適配分における個々の売手・買手の均衡

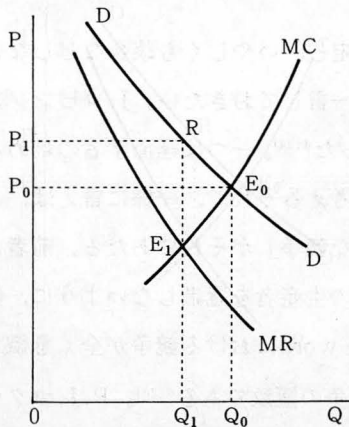


D,  $MC_1, MC_2, \dots$ を合成したものが社会的供給曲線SSである。価格 $OP_0$ で個々の企業はもっとも効率的な生産が行われている。

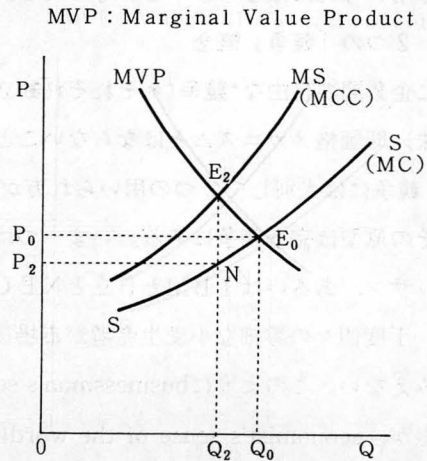
さてこのような状態、ないしこれに接近した状態が実現されるための条件は、競争が完全であること、少なくとも売手、買手側のいずれもが、price takerであること、その他、外部性がないこと、費用通減的でないこと、「公共財」でないこと、情報がよくいきわたっていること等があげられる<sup>註(22)</sup>。本稿ではそれらの条件のうち、競争の問題についてのみふれておこう。

(3) 競争が不完全な場合、均衡価格は必ずしも資源の最適配分をもたらさない。

一つの極端として、ある財を生産・供給する企業が売手独占 (Monopoly) の場合、DDがこの企業の直面する社会的需要曲線、MCはこの財を生産するための限界費用曲線とする、均衡は社会的に望ましい $E_0$ 、価格 $P_0$ ではなく、DDに対してひかれる限界収入曲線MRとMCの交点 $E_1$ で達成され、供給される財の価格は $P_1$ にきまる (4図)。いま1つの極端として、ある財に対する需要側が独占、すなわち買手独占 (Monopsony) の場合を考えよう。5図において、MVPがこの財のもつ限界価値生産力 (限界効用) 曲線とし、SSが社会的供給曲線とすると、均衡は社会的に望ましい $E_0$ 、価格 $P_0$ ではなく、SSに対してひかれるいわば限界調達曲線MS (MCC) とさきのMVPの交点 $E_2$ で達成され、この財の供給 (調達) 価格は $P_2$ にきまる。



4図 売手独占の場合の市場均衡

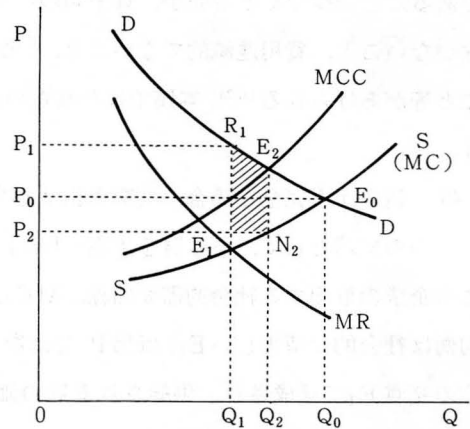


5図 買手独占の場合の市場均衡

この2つの極端を合わせた双方独占 (Bilateral-Monopoly) の場合は、J.R. ヒックスが1935年にECONOMETRICAのSurvey論文で、鉄鉱石を例に明らかにしたように、均衡は一義的

には決らず、不確定である<sup>23)</sup>。何らか人為的誘導がなければ、この場合均衡が社会的に望ましい $E_0$  (6図) で達成されないであろうことは、明らかであろう。

無論現実の経済において、上記のような極端なケースは考えられないが、しかし売・買いずれの局面においても、経済学的意味での競争(後述)が何程か制限されているのが常態である(とくに日本の鉄鋼、自動車、造船、石油、電子機器、家電等々)。とすれば、価格形成や供給量などの意思決定に政府がほとんど介入しておらず、企業間で激しい競争(世間一般の用法、英語ではrivalryに近い)がかわされているからといって、プライス・メカニズムが自由に働き、資源が最適に近い状態に配分されているということにはならない。



6図 双方独占の場合均衡は確定しない

ここでは議論をあえて静態的局面に限っているが(動態的にすると話が拡散し、何とでもいえるようになる)、価格メカニズムという用語は、市場メカニズムという用語より、一層注意深く用いられねばならないとおもわれる。

#### (4) 2つの「競争」概念

次に企業間の自由な\*競争(\*それぞれ独立に意表決定し、いやしくも談合などしないという意味)即価格メカニズムとはならないことについて一言しておきたい。J.ロビンソンはかつて、競争には大別して2つの用いられ方があると言った<sup>24)</sup>。一つは経済学者の眺める競争で、その原型は完全競争にある。いま一つは実業家の考えるそれで、今様に言えば、トヨタとニッサン、あるいはIBMと日立とNECの「熾烈な競争」がそれにあたる。前者においては、丁度個々の零細な小麦生産者が市場において隣の生産者を意識しないように、競争相手がみえない。このようにbusinessman's sense of the wordにおける競争が全く意識されない状態が、economist's sense of the wordにおける競争の極致である<sup>25)</sup>。P.J.マクナルティも「事実として、実業家の側からするすべての競争行動は、経済理論においては、何程かの独占力の証拠である。他方、独占と完全競争の概念は次の重要な特徴を有している。すなわち両者ともいかなる競争的行動(competitive behavior)の可能性も定義によって捨象されてしまっている状態である<sup>26)</sup>」(筆者訳)と述べている。

J.M.クラークの“effective competition”, J.S.ペインの“workable competition”がある。G.J.スティグラーやマクナルティ達は、アダム・スミスにもどって「競争」概念を経済政策のためにも現実的、有用なものにする必要があると説いている。しかし少なくともこれ迄のところ、経済理論においてそうした努力が十分成功しているとは聞いていない。とすると当分の間は<sup>註(27)</sup>、競争とか競争原理とかの言葉を用いるとき、どちらの意味(businessman vs economist)で用いているのかをはっきりさせておく、少なくとも使う本人はしかと意識しておく必要がある。

言う迄もないことだが、economist's sense of the wordで競争という場合、それは即価格メカニズムと言い換えることが許される。他方かりに、松下とソニーが売値について談合し(現実にそうしているといっている訳ではない)、その価格のもとで食うか食われるかの活発な販売競争を展開しても、それが経済学的意味での競争均衡をもたらさないであろうことには、多くの経済学者は同意するであろう。

注17 宮沢健一『現代経済学の考え方』岩波書店、1985年4月、とくに第2章「市場社会のうちとそと」。同氏の『産業の経済学』東洋経済新報社、昭和50年でも、随所にそのような混用がみられる。

注18 カルドア、ニコラス「根本問題は農業(一次産業)と工業の不平等発展」(経済摩擦への処方箋)『朝日ジャーナル』1985.6.5, pp.19~20.

注19 辻村江太郎「産業政策の本質」op.cit., pp.12~13.

注20 森宏『ミクロ経済学』op.cit., 7章「競争の不完全性と価格形成」とくにpp. 165~170.筆者は趣味\*から言えば、「フルコスト原則」は好きでない(\*理論的にはかたくなな“marginalist”だから)。しかし現実には「フルコスト」の方が説明しやすいかもしれないと思っている。

注21 フリードマン、ミルトン&ローズ『選択の自由』西山訳、日本経済新聞社、1980年、「はしがき」p.vi.

注22 森『ミクロ経済学』op.cit., 8章「価格機構の限界と公的政策」。

注23 Hicks, J.R., “Annual Survey of Economic Theory: The Theory of Monopoly,” *ECONOMETRICA*, Vol.III (1935), pp.1~20.

注24 Robinson, Joan, “The Impossibility of Competition”, Monopoly and Competition and Their Regulation, edited by E.H.Chamberlin, 1954, MACMILLAN, pp.245~46.

注25 「完全競争はそれ自体、完全独占がそうであるように(ただし異った理由によるのだが)実に完全な意味で競争の欠落を意味している。」(筆者訳), McNulty, P.J., “Economic Theory and the Meaning of Competition,” *QUARTERLY JOURNAL OF ECONOMICS*, Vol.

LXXX II, No.4 November 1968, p.642.

注26 Ibid. p.641.

注27 “Much work must be done before important aspects of the definition of competition can be clarified. My fundamental thesis is that hardly any important improvement in general economic theory can fail to affect the concept of competition. But it has proved to be a tough and resilient concept, and it will stay with us in recognizable form for a long time to come.” Stigler, G.J., PERFECT COMPETITION, HISTORICALLY CONTEMPLATED, THE JOURNAL OF POLITICAL ECONOMY, Vol.LXV, No.1, February 1957, pp.1~17のconcluding remark.

#### §4 「日本の農業政策に市場原理≒競争原理の導入を！」の主張をめぐって、

##### (1) 高米価政策の矛盾

米価（政府の国内生産者からの買上げ価格）を高く維持しておいて（一説には“国際価格”の3~4倍といわれる。品質間格差、「小国の仮定」の妥当性など問題があるが、日本の米価が国際的にみて著しく割高なことは否定できない）、生産者がもっと作ろうとするのを制限するために、古くは休耕奨励金、近年は転作\*奨励金を払っているのは、まさに屋上屋を重ねるものである（\*いい例が青刈り稲だが、ろくでもないものに「転作」されているケースが少くないときく。また小麦や大豆に転作した場合、それらに国際価格の数倍の価格が支払われている。食管会計米勘定の赤字が毎年約5,000億円、転作奨励金関係約4,000億円弱である。かりに国際価格と売渡し価格の差を考慮に入れると、米作保護のための費用は恐らく3兆円近くになる。）

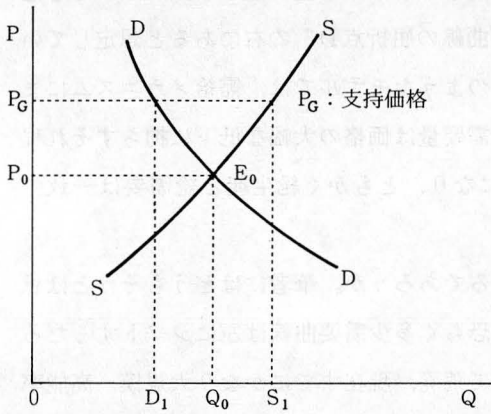
筆者はまだ農林省農業総合研究所に在職中、公の席上で（農政審議会 合同部会）、主として米価引上げ→過剰在庫増加傾向を念頭において、「あらゆる農政を一時止めて、農林省の役人は2~3年経済学の勉強でもしていたらよいのではないか」と発言し、後から聞くところによると、当時の官房長は大いに怒り困惑したそうである。その後そうした考えは、年とともに多少マイルドになったが、大きく変わっていない。そういう意味で、NIRA報告以来の一連の叶氏の発言、および鶴田氏等の主張<sup>註(28)</sup>、すなわち「農政に市場原理の導入を！」には共感するところが少なくない。ただ本稿においては、主として「市場原理」とか「競争原理」という用語の使い方、およびそのworkabilityをめぐって、素朴な疑問を提示したい。

##### (2) 市場原理の導入が問題を解決するだろうか？

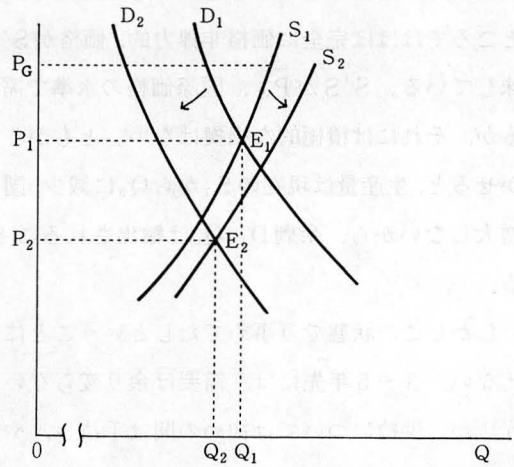
さて米価政策に限って言えば、叶氏や鶴田氏等は、米の需給関係を単純にモデル化すれば

7図のようにみておられるのであろう。すなわちDDは国内の需要曲線、SSは国内の供給曲線、 $P_G$ は現在の政府の支持価格\*である（\*政府買入数量とほぼ同量の自主流通米があるし、政府買入数量の30パーセント前後の「自由売り」があるので、政府が全量を支持価格で買入れている訳ではない。しかし政府は輸入を制限しているし、たとえば自主流通米価格が政府買入価格を下廻れば、生産者は当然政府に売るだろう）。 $P_G$ が高いから生産者は $S_1$ まで生産しようとし、需要は $D_1$ と少ない（実際の需要は7図に示されているよりはるかに非弾力的であろうが）。ほっておくと、 $D_1$   $S_1$ の過剰が生ずる（昭和44年度には政府の在庫量は1年分をこえた）。

従って $P_G$ の価格がもたらすであろう所得に近い休耕ないし転作奨励金を払って、生産量を $D_1$ の水準まで引きおろす。これは先にみたようなきわめて大きな財政負担を伴い、さらに減反をpoliceするために、末端の県・市町村に多大の物心両面の労苦をかける。事態をこのようにモデル化できれば、解決策\*はいとも簡単である（\*何をもって「解決」と考えるかは政治経済的にはそう単純ではなかろうが）。市場原理、すなわち需要と供給の動きにまかせればよいのである。



7図 市場原理にゆだねれば過剰  
( $D_1$   $S_1$ )は解消するだろう。



8図 需要がへれば競争原理により  
価格はさらに低下する

価格は $P_G$ から $P_0$ に下り、需給は $Q_0$ で一致する。叶氏等はさらに、その過程で零細・非効率 (=高コスト)の生産者が脱落し、それらの農地が大規模・高能率\*の農家に集積するであろうから、日本の米作は輸出産業化することも不可能でなくはないという（8図ないし後出12図）。差し当りここではその当否は検討しない。（\*現在米生産の半分以上は、1戸当り1.

0ha未満の農家で担われているが、これらの農家の生産費と3.0~5.0ha以上層のそれとの間には2倍前後の開きがあるとさかんに言われている。土屋圭造氏は『米及び麦類の生産費調査』の個表にあたって、この事に疑念を表明している—筆者の個人的接触。筆者は別の根拠—かりに0.5haの農家でも1筆に基盤整備されており、主要な作業は大型機械による貸耕にゆだねている場合と、かりに10haでも100筆に近い分散錯鋸圃制の農家とでは、どちらの方がコスト（農水省基準の「第一次生産費」）が安いかわからない—に基き、土屋氏同様の疑問をもっている。）

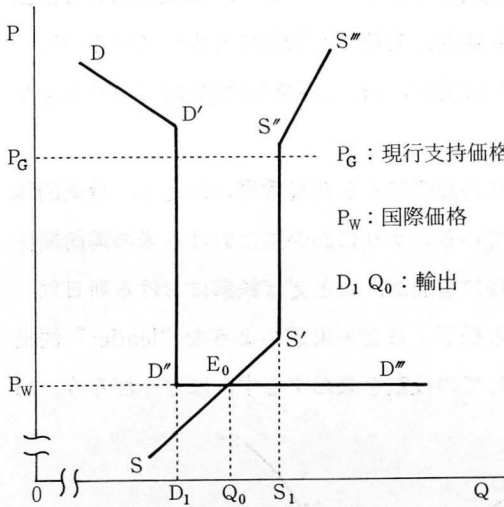
(3) 市場原理が解決の鍵にならないかもしれない。

確かにもし、わが国における米の需要および供給曲線（3~5年位の短・中期を一応想定している）が、9図のようであるなら<sup>註(29)</sup>、いわゆる市場原理、すなわち需要と供給の關係にゆだねることは、短・中期的には一応問題を解決するかにみえる。しかしそれは10図で説明するように、必ずしも叶氏や鶴田氏等が予想しておられるようにはならないかもしれない。

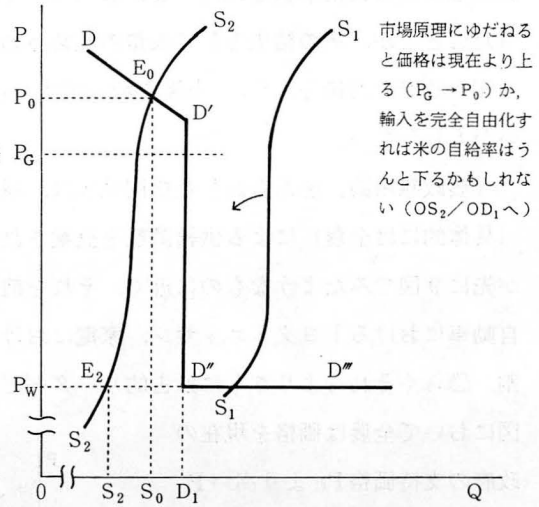
簡単に図の解説をしよう。9図において $P_G$ は現在の政府による支持価格水準、 $P_w$ は国際価格水準である。需要曲線が $D''$ のところまで水平に右にのびているのは、この水準では無制限に海外に輸出できることを、一応理論上の仮定として、想定している<sup>註(30)</sup>。供給は $S''S'$ のところではほぼ完全に価格非弾力的、価格が $S'$ 以下に下ると供給量は低下し始めることを意味している。 $S'S$ が $P_w$ 、国際価格の水準で需要曲線の屈折点 $D''$ の右にあると想定しているが、それには積極的な根拠はない。ともかくこのようなモデルでは、需給メカニズムにまかせると、生産量は現在の $S_1$ から $Q_0$ に減少、国内需要量は価格の大幅な低下に拘らずそれ程増大しないから、余剰 $D_1Q_0$ は輸出されることになり、ともかく総生産と総需要は一致する。

しかしこの状態で万事めでたしということになるであろうか。筆者にはどうもそうとは思えない。3~5年先には、需要は余り変らない（恐らく多少需要曲線は左にシフトするだろう）が、供給については初めの間は手抜き、やがて荒廃、現在すでにかなり大規模・高能率の生産者の多くを含め、意気阻喪、将来への希望を失って、完全脱農するかもしれない。須永芳顕氏は、「遠からぬ将来“5ヘクタールの片手間稲作農家”が出現すると予想される」といわれるが、これは実現性のない想定とは思えない<sup>註(31)</sup>。それはともかく放棄された農地の一部が「やる気のある」農家に集積され、国際的に競争力のある農家も出現するかもしれないが、筆者はその可能性が十分広範であるとは思えない<sup>註(32)</sup>。無論ここいらの点については議論のあるところであろうことを否定しないが、農家のビヘビヤーについての研究の蓄積は、われわれとくに「近経」学者の間では、理論、エンピリカルいずれの面でもきわめて貧弱な現

状を認めない訳にはいかない。それはともかく、筆者には5～6年先あるいは10年位先には、全体の供給曲線は10図にみるように左へ大きくシフトするのではないと思われる<sup>註(33)</sup>。



9図 3～5年では市場原理で問題は一応解消するかもしれない。D<sub>1</sub>Q<sub>0</sub>は輸出



10図 しかしもっと長期には上のようになるかもしれない。この場合市場原理とは？均衡価格はP<sub>0</sub>に上るか、or S<sub>2</sub>D<sub>1</sub>を輸入にたよるか

この場合、市場原理ないし需給原理にゆだねるというのは、どういうことを意味するのだろうか。一たん荒廃された水田は容易に元には戻らない。離農した農業労働力については一層そうだろう。市場原理が需要曲線と供給曲線の交点のところに均衡を見出すというのであれば、価格は現在(P<sub>G</sub>)より高いP<sub>0</sub>に決るだろう(この点が最終的な均衡点というつもりはない。そもそも動態経済においてそういう点はありません)。米まで輸入自由化することが国民的に容認されるならば\*(5～6年先、国民の過半がそこまでリベラルになるとは思えないが)、国内生産はOS<sub>2</sub>で、不足分S<sub>2</sub>D<sub>1</sub>を輸入に依存するということになる。

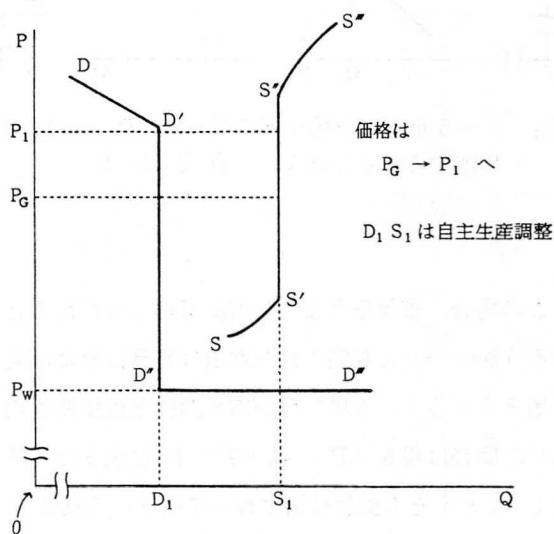
すでにふれたように、叶氏等がえがくヴィジョンは全くこの逆である。低い価格は非効率な農家の土地を高能率の(ないし高能率になる可能性のある)農家へ集中させ、さらに高能率の農家はいきのびるべく技術革新に精を出し、費用曲線を下へ、すなわち社会的供給曲線を右下へシフトさせるであろう。すでに述べた様に筆者はこの可能性にはかなり懐疑的である。低い価格がねむった生産者を活性化させ、技術革新を誘発するというのであれば、ソ連邦のコルホーズの「私有地」以外での農業生産はもっと活発でなければならないし<sup>註(34)</sup>、工業化を急ぐ余り、そのための原蓄のホンドとして農産物価格を人為的におさえてきた多くの途

上国の農業生産は、より発展していなければならない。たとえばECがその良い例だが、頭数を制限して（飼料に対して）相対的に高い乳価を保証すると、確実に1頭当りの泌乳量が高めるような技術革新を促進する。これは、常識的にもわかりやすいし、政策当局者には困ったことだが、その結果として大量の乳製品の在庫が、ECでも米国でも生じている<sup>註(35)</sup>。

(4) 政府の直接介入が、「市場原理=民間の自主的決定=自主調整」と結果的に余り異らな  
いかもしれない。

『農政無用論』をあらわした松岡亮氏は、現在の政府による食糧管理にかえて、農業団体（具体的には全農）による供給調整を提案されている。かりにわが国における米の需給関係が先に9図でみたようなものに近く、それを前提に全農が、たとえば鉄鋼における新日鉄、自動車におけるトヨタ・日産、家電における松下・日立・東芝のような“leader”的役割、恐らくそれらよりさらに独占的リーダーとしての役割を果たすとすればどうだろう。11

図において全農は価格を現在の政府の支持価格  $P_G$  より高い  $P_1$  まで高め（ $P_1$  をこえると需要はきわめて価格弾力的となり減少する）、他方産業界において日常的に行われていると一部に信じられている何らかの供給調整（不況カルテルはその典型）を、県経済連一町村単協という組織を通して実現すべき努めるであろう。農業協同組合活動には、米国においてすら大幅の独禁法適用除外が認められているのである<sup>註(36)</sup>。



11図 団体による自主的調整の結果はどうなるであろうか？（米の自由化は認めないと仮定）

かくて政府の直接介入\*はなくとも（\*恐らく米国のマーケティング・オーダー<sup>註(37)</sup>のようなカルテル行為をより実効あらしめるような法制度を必要とするかもしれないが）、農業生産者はグループとして、いわば極めて合理的な市場原則にもとずいて行動し、政府の直接介入の場合より高い価格の実現をかちうるかもしれないのである<sup>註(38)</sup>。そういう意味で、現在の政府の食糧制度のもとにおける米の需給調整は、一般の産業界における「市場原理」に基づくごく普通の行動様式と、結果において著しく異なるとは言えないように思える。ただその事



と、現在転作奨励を含め米穀管理に要している費用が、コスト・パフォーマンス的に十分安価であるかどうかについては、答えを留保したい。

全く蛇足だが次の事実を伝えておこう。米国のカリフォルニア・アリゾナ州において、個々の柑橘生産者達は、少なくとも年単位ではみずからの園地からの出荷量を自分では決めていない。実際には、SunkistやPure Goldなど少数の巨大組合が、個々の農家に代って収穫を行い、上記連邦マーケティング・オーダーに基づくregulationsによって、生食用、加工用、輸出用（必要によって廃棄）のふり分けを、きわめて独占的に行っている。個々の農家はいつでもだけ自分の園地の果実が収穫され、それが場合によって全量加工用\*にまわっても（\*加工用の“on tree price”はマイナスのことがある）、何も発言できず、期末に独占的に高められた生食用などの価格とのプール価格を支払われるだけに過ぎない。フロリダ州の場合など、柑橘園の相当割合が、弁護士や航空機のパイロットによって所有・経営されているといわれる。

注28 鶴田「価格支持政策の撤廃」op.cit., 叶『先進国型農業』op.cit., 叶『農業国家たれ』op.cit., 中北徹「農産物の市場開放問題・日本農業の再活性をめざして」ESP, '85.5, pp. 64~68.

注29 この図は荏開津典生「転作政策と飼料米政策」『農産物の過剰と需給調整』土屋圭造編、農林統計協会、昭和59年、図4-1によっている。但し多少モディファイしてある。

注30 「国際価格」でならいくらでも輸出できるという想定は、小麦等に対する輸出補助金をめぐるECと米国の最近のはげしい抗争をみても、相当程度現実ばなれしている。たとえば「ECの小麦輸出補助批判—米国の主張」（食糧農林経済の潮流）『世界の農林経済』FAO協会、82年7月号等。あるいは84年8月にコーネル大学で開かれた米国農業経済学会でのシンポジウム“Comparison of U.S. and European Agricultural Policies”での米・ECの報告・討論など参照。

注31 須永芳顕「農家の階層変動と農業構造の変化」『日本農業の構造と展開方向』石黒・川口編、農林統計協会、昭和59年6月。

注32 カリフォルニア州の米作は、1戸当り200~300haをこえる平坦な水田でおこなわれている。筆者が農家なら叶氏からいくらそそのかされても、完全自由化を想定して米作りに残ろうとは思わないであろう。

注33 昭和30年代前半まで150万haをこえていた麦作は、昭和48年には15万haに激減し、減少した130万ha強の大部分は、冬~春の期間、休閑地として放置されていた。昭和50年から始まった稲転の一環としての麦作奨励にも拘らず、麦の作付面積は昭和59年に35万haに戻ったにすぎない。

注34 フリードマンによると、私有地の大きさは全体でいってもソ連の農地の1パーセント以下でしかないが、それがソ連の農産物生産全体の3分の1を提供していると「いわれている」とのことである。筆者の農業総合研究所での上司であった故の場徳造氏（ソ連農業の専門）も、1%対1/3程度ではないが、牛乳や卵などの畜産物のかなりの割合が、私有地からきていたのを覚えている。フリードマン、op.cit. pp. 14~15.

注35 松浦利明「ECにおける牛乳・乳製品過剰問題」『農業総合研究』、36巻1号、昭和57年1月、とくにpp.10~12, p.30. 小沢健二「アメリカにおける酪農業の動向」『農業総合研究』38巻4号、昭和59年10月、p.32, pp.48~57.

注36 及川信夫・松延洋平「マーケティング・オーダーの法的側面について」『米国におけるマーケティング・オーダー制度の調査報告書』全農園芸部、1976年6月。

注37 森宏「アメリカ合衆国における青果物マーケティング・オーダーについて」  
Ibid. 全農報告書。

注38 稲作農家全体に対して、現在の稲転奨励金に相当する程度の所得を補償するためには、価格は現行の政府の支持価格、 $P_G$ より高くしなければならない。

## §5 日本農業・農業政策に「競争」はなかったのか

### (1) 競争のinnovation刺激的機能について

価格機構の果す機能として、(1)情報の伝達、(2)所得の分配を決定する、(3)生産方法に関する刺激要因の提供があげられる<sup>39)</sup>。ここでは叶氏等がそうであるように、価格メカニズムと市場メカニズムと競争原理とルーズに考えておく。この場合の競争については、矢張り叶氏等がそうであるように、ルーズにとらえ、先に引用したJ.ロビンソンのような区別は取り入れないでおく。ここでの関心は、価格機構なり競争のinnovation促進機能についてである。

国鉄が一般に私鉄にくらべ、概してサービスが悪く、逆に料金が高いのは、一つには「親方日の丸」で競争的な刺激がなかったからである。日本の（元）電々公社が、たとえば米国にくらべ、サービス内容が貧弱で、料金がどうも高い（ように思われる）のも、それであろう。極めて身近かな例として、教師としての筆者が、学生を教えることに関し、余りinnovativeでないのも、競争的刺激がないことが原因しているように思われる。いずれのケースでも、サービスの質を高める、コストを下げる、効率を高める等々の努力をしても、殆ど金銭的に報われることがないし、それらを怠ったからといって、短期的にどうなるというおそれも殆どない。innovationのための純粹に経済的誘因は、組織全体の在り方としても、そのなかで働く個人にとっても殆どないのである。

だが日本の農業、たとえば高米価で支えられている米作、高乳価を保証されている酪農生

産、あるいは輸入制限で保護されている肉牛生産等々を、国鉄や郵政と同列に論ずるのは正しくない。まず個々の農家は自分の生産量の増減が、産出物、投入物のいずれを問わず、それらの価格に影響を与えているとは思っていない。これは言葉の真の意味において独占的要素を欠いている、すなわち競争的である。また政策の施行に当って、たとえば米作の場合、小規模で高コスト（2つの間の相関が極めて1.0に近いとは思わないが）の農家には、それなりの高い米価を、他方大規模で低いコストの農家には低いコストに見合った低い米価を支払うといった差別的な価格政策がとられているのであれば、地域とし、個々の農家として生産方法を改善し、質を高め、コストを安くするための経済的なincentivesは働かないといってよい。

しかし米作、酪農、肉牛生産、砂糖生産（砂糖の自給率は30%をこえるに至っている）等々、直接・間接の価格支持を受けているわが国の農業生産において、部門間の不公平はあるものの（たとえば青果物に対しては概して価格支持の恩恵が少ない）、「貴殿は能率が良くコストが安いから、産出物の価格は安くする。他方飼料や肥料などの投入物に対しては相対的に高い価格を払ってもらおう」といった差別的な価格政策がとられている例を筆者は知らない。（もっとも、補助金をもらおうと不必要な投資を強制されてかえって高くつくからいらぬ、金利の安い制度資金より少々高くとも銀行の方がいいとか、農協に出荷すると、他の生産者の低い品質のものと一緒にされて損をするなどの不平を聞くことはあるが。）

すなわち、米価が程々に「生産費・所得を保証」してくれるから、これ以上生産を合理化しなければならないという差し迫ったプレッシャーは強くないにせよ、もっと合理化してより一層所得をふやそうとすることに制約はないのである。日本の農業に対する課税が相対的に低いことはよく知られている。聞くところでは税務署は1軒1軒の農家がそれぞれどれくらいの収益をあげているかを個別にチェックする代りに、農協等と相談し、いわゆる「標準課税」をしている場合が多いとのことである。いずれにせよ限界税率が、限りなく100%に近いなどということはないといってよいだろう。

実際に、能率が悪く現在の価格では利潤をあげどころか家族労働報酬すら十分あげえないといった農家と、すでになりに高効率で社会的平均以上の労働報酬に加えて、格好の利潤をあげている農家と、いずれの方が経営・生産方法の合理化や技術革新に熱心であろうか。あるいはかりにそうした主体的な熱意において同じでも、いずれの方がそれを実現する能力においてすぐれているないしその機会に恵まれているであろうかを問えば、多くの場合答えはおのずと明らかであろう。innovationsのためのヒントを掴むべく、さらに合理化の意欲をもやすべく、たとえば叶氏の講演会に集まってくる農家の人々、さらに自分達で金を出し合って講師を招いて勉強している人々、さらには身銭をきって先進地や海外の視察・見学旅行

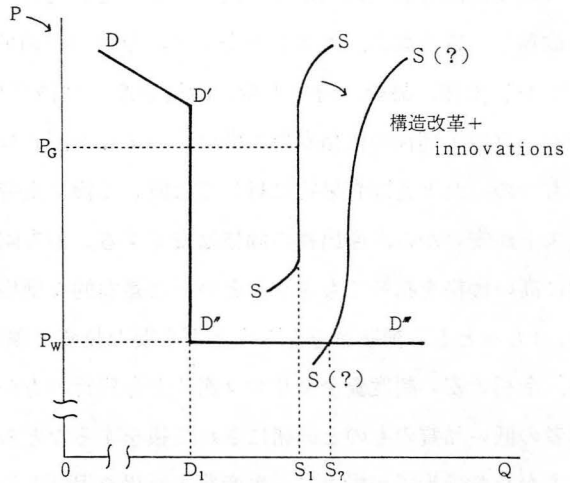
におもむく人々の大半は、すでに政府の高い支持価格でかなりうるおっている人達のはずである。

(2) 「貧すりや鈍す」の含意

「貧すりや鈍す」という諺があるが、innovationが経済的に追いつめられ余裕を失った人なり企業から生ずるというより、危機感をもつが<sup>注(40)</sup>、現在は多少とも余裕のある人なり企業から生ずる方が、むしろ多いのではなからうか。いま儲かっているからといって、更に儲けることに何も遠慮はいらないので

あり、そのことは農業ではないが、たとえば「京セラ」のケースをみてもわかるような気がする<sup>注(41)</sup>。

米価を需給原理にゆだねて下げれば、構造改善・農民層の望ましい分解を進めると同時に、さらにinnovationsを刺激して、やがて日本の米作は輸出産業にも発展するであろうという叶氏等の話は、12図のようにモデル化できるのであろう。しかしき



12図 競争原理導入により供給曲線は右下へShiftし、米は $D_1$   $S_1$  だけ輸出可能となる。

わめて単純に、価格が安くなって供給量が逆にふえるということは考えるだろうか。工業部門では数多く、また農業部門でも、たとえば卵やプロイラーなどにみられたように、経時的に実質価格が下り供給量は増大しているケースをみつけるのは難しくない。しかしその多くの場合、因果関係として、価格が安くなったから供給がふえたのではなく、コスト節約・産出量増加的技術革新の結果として、価格も安くなり需要もふえたから供給もふえたというのであろう。新たな参入によって競争が激化し、コスト節約的技術革新が刺激されたことは、きわめてコモンプレイスとしてあったろう。しかし新たな参入は、部外者にも十分アトラクティブな価格と利潤に誘引されたものであり、その逆ではなかったはずである。

注39 フリードマン、op.cit. 第1章「市場の威力」pp.25~62.

注40 現在十分利潤をあげている、市場構造も十分非競争(≒独占)的であるからといって、企業や産業の将来に危機感をいだかない人は、十分に賢いとはいえない。

注41 京セラがきわめて高収益かつinnovative(両者の因果関係ははっきりしない)であること

は広く知られている。新聞報道によると、社長の稲盛和夫氏は国際的にinnovationを刺激すべく、「第2のノーベル賞」に当る「イナモリ賞」をおくるための「稲盛財団」の創設を考えているとのことである。

## §6 付言：価格メカニズムはただでは働かない—それを用いるのにコストがかかること。

池本正純氏は「企業者の役割が市場メカニズムの活動から切り離されたところにあるとしたシュンペーターの極論は、いくら企業者像を華々しいものと印象づけたとはいえ、片手落ちであった」、また「市場制度があれば“最適な”資源配分の達成が自ずと保証されるものではない。その達成の程度が市場機構を支える企業者達（≒「仲介人」—マーシャル：＝「仲介商人」—カーズナー）の創意と活気に依存しているというに過ぎない」<sup>42)</sup>といわれる。同氏によると、「企業者機能を市場メカニズムに内在的なものとし、それを駆動するものとして本格的に捉えた経済学者はそもそもA.マーシャルであった」<sup>43)</sup>とのことである。

本稿の意図はそこ迄深い哲学論争に入ることでなく、筆者にはその資格は全くない。ただ、企業者がその「創意」と「活気」に対して何程かの報酬を期待し実現するであろうことは、経済的にみて全く当然のことである。氏の議論をきわめて静態的に矮小化するのはいささか気がひけるが、ともかく市場メカニズム≒プライス・メカニズムを駆動するには何程かのコストがかかるのである。そのことは、すでに半世紀前にR. H. コースが明確にいつている<sup>44)</sup>。好みの問題を別にすれば、似かよったパフォーマンスをあげるのに、価格機構が何らかの指令機構より常に安価であるとはいえないだろう。

全く卑俗な例で恐縮だが、池本氏がワルラス流の「無時間的」価格調整方式に対するものとしてマーシャル流の時間経過的調整方式の典型としてあげられる生鮮食品の中央卸売市場<sup>45)</sup>の場合について考えてみよう。

ところは川崎市北部市場（宮前区管生3111、昭和57年7月業務開始）である。需要と供給の会合は、商品取引や証券等の場合と異なり、商と物は分離していないが、卸売会社が取得する手数料は、青果物7～8パーセント、水産物5.5パーセントである。卸売会社からセリで買入れ、小売商や飲食店などに販売する仲卸売業者のマージンは約10パーセント前後と推定されている。卸売会社および仲卸売業者等は、その販売収入から開設者たる川崎市へ施設使用料を払っているが（計約8億円、昭和59年度）、川崎市は市場の運営、償却、利子償還などのため、年間約19億円を市の一般財源から充当している<sup>46)</sup>。同市場の年間卸売価額は約800億円だから、この市場を機能させるため、約70億円近いコストを、出荷者と需要者側は支払っていることになる。

東京の都心にある築地、神田の卸売市場は、筆者が農産物流通の研究を始めた昭和30年代のはじめから、「パンク寸前」「超過密」などといわれ続けてきた。しかし、築地市場はとくに水産物について、神田市場は青果物について、東京都のみならず全国的に圧倒的なシェアを維持し、建値市場としての役割を果たしてきている<sup>47)</sup>。入荷量の30パーセント前後が開設区域外に搬出（これを「転送」とか時に“Uターン”と呼ぶ）されているとすれば、まことに日常的で変哲もない青果物や水産物についてすら、単に需給均衡価格を発見するために、社会的には卸売価額の10パーセント以上のコストが費やされていることになる。

米国の畜産・園芸などにおいて、何らかのvertical integrationが大規模に発達しているのはよく知られている。わが国でもごく一部だが、有機農業、無農薬栽培、「完熟トマト」などの「産直」の動きがある。東京都と群馬県の間で行われたキャベツの孀恋方式の契約取引は、必ずしも高い社会的評価をえなかったが、将来の青果物流通の在り方を示唆するものとして注目されねばならないように思われる。

外部性等がない場合でも、自由な価格機構が、cost-effective、効用極大化に関し、常にベストであるとは、断定できない。村上泰亮氏は「クラブ型、企業型の間組織がその形態を変えながら存続していくというのが標準的な姿ではないだろうか<sup>48)</sup>」といわれている。本日ここに集まっておられる方々の多くが、「自由時間と勤労時間とがわからなくなっていて、楽しみながら仕事をしている恵まれた階層<sup>49)</sup>であることを思うと、他の人々、ないし他の産業部門では「価格メカニズム」が原則的に貫徹しているはずというのは、言葉の正しい使い方をはなれても、いささかおこがましいのかもしれない。

注42) 池本正純『企業者とはなにか—経済学における企業者像』有斐閣、昭和59年、pp. 4～5

注43) Ibid. p.41.

注44) Coase, R. H. "The Nature of the Firm," *ECONOMICA*, New Series, Vol. IV, 1937, pp.386～405.

注45) 池本「企業者」op.cit. p.70.

注46) 川崎市中央卸売市場北部市場・市場長長谷田武氏より。

注47) 『神田市場の社会的機能—現状と問題点と展望』日本リサーチセンター、昭和60年7月。

注48) 村上泰亮「社会生活の流れと行く手・社会システムとしての“大衆社会”論」

ESP, '85.6, pp.31～35.

注49) 正村公宏氏の発言（座談会「これからの生活行政を考える」ESP, Ibid., p.18.

## §7 ちっぽけな提案

以上ごたごた書き連ねてきたが、農業政策を含め産業政策を論ずるとき、価格メカニズム、

市場メカニズム、競争原理など、使う人がそれぞれまちまちのイメージで論じていては、議論はかみ合わない。さらに同一人が、同じ言葉をT. P. O. に応じていろいろの意味に使い分けると、たとえば競争などという概念はまさしくバナシア（万能薬）になりかねない。価格が売れ行きに拘らず硬直的な産業について、自由な価格機構といっても、論者の言わんとするところはわかるような気もするが、いま一つ釈然としない。経済学者である以上、実態をよくみつけ、言葉の使い方には注意深くありたいものである。

---

### <コメント>

(森宏所員)

今回、森宏所員からお寄せいただいた論文の内容は、去る6月18日、当社研の定例研究会で同所員に御報告いただいたものです。価格メカニズム、市場メカニズム、競争原理といった言葉を一般に経済学者がパラレルに用いるのは、ときにミスリーディングな解釈を生むのではないかという指摘には研究会に参加した者にとっても新鮮な響きがありました。経済理論の基本的な骨格は完全競争を前提にした静態的価格理論にあるわけですが、その諸前提の多くは、農業経済を想定することから得られています。大量生産技術を軸にして発達してきた近代の経済社会における「市場メカニズム」が、はたして純粋な価格理論のフレームワーク（理念型）で捉えきれるのか、競争の効果を描き出すもっと別の市場理論の構築が要請されるのか、そしてそれは伝統的な価格理論と本質的にどう違うのかといった問題群を、森所員の話聞きながら次々と連想したことです。競争メカニズムの意義にかかわるこれらの問題を考えていくうえには、おそらく静態理論の枠を超えて何らかの動態的なプロセスについての仮説を立てることが必要となってくると思われれます。そして案に違わず、森所員の指摘にも見られるように「日本の農業政策に市場原理の導入を」図った場合にも静態的な価格理論のみで判断できない、異なった可能性が考えられることになります。つまり、「価格メカニズム」によって米価が下がったとき、「競争メカニズム」が働いて、日本の米作は経営能力の高い農民によって蘇生するのか、「貧すれば鈍する＝いじめられればポシヤる」だけに終わるのかという2つの可能性です。

「価格メカニズム」についての知識だけでは、「市場の原理」を導入したときの可能性を確定的に占うことができません。いずれかの可能性を主張するということは、「競争メカニズム」にさらされる日本の農業の環境と、それを支える農家の資質とについての総合的な「読み」